差し支えない。「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

４　「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

５　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

６　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

７　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）